



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第138号

平成28年5月10日(火)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

■◆お役立ち情報

『軽減税率対策補助金について』

...レジの入替や受発注システムの改修等を予定している方は
ご検討ください。

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」が成立したことを
うけて、「軽減税率対策補助金」の申請受付が始まりました。

この補助金は、消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを
行う場合にその経費の一部を補助するというものです。

補助金の概要をみておきましょう。

■対象事業主

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる飲食料品あるいは新聞の
譲渡を行う中小企業・小規模事業者等が対象です。

■対象となる措置

複数税率対応レジの導入等を支援する「A型」と受発注システムの改修等を支援
する「B型」があります。

(1) A-1型: レジ・導入型

複数税率対応機能を有しPOS機能のないレジを導入する場合

(2) A-2型: レジ・改修型

既存のレジを複数税率対応レジに改修する場合

(3) A-3型: モバイルPOSレジシステム

複数税率に対応したレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎
用端末と付属機器を組み合わせて、レジとして導入する場合

(4) A-4型: POSレジシステム

複数税率に対応するPOSレジシステムに改修または導入する場合

(5) B-1型: 受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合

(6) B-2型: 受発注システム・自己導入型

事業主自らがパッケージ製品・サービスを購入して受発注システムを改修・入替
する場合

■補助金額

(1) A型: 基本的にレジ等の改修・導入にかかる費用の2/3で、レジ1台あ
たり20万円、1事業者あたり200万円が上限となります。

(2) B型: 基本的に改修・入替にかかる費用の2/3で、小売事業者の場合は
1,000万円、卸売事業者の場合は150万円が上限となります。

■申請方法等

(1) A型およびB-2型は事後申請で、A型については一部メーカー、販売店
等による代理申請が可能です。

(2) B-1型は事前申請で、原則としてシステムベンダー等の指定事業者によ
る代理申請の扱いとなります。

■申請受付期限等

(1) A型およびB-2型: 平成29年5月31日までに申請

(2) B-1型:

平成29年3月31日までに事業が完了するように申請

詳細については下記の事務局ホームページでご確認ください。

<http://kzt-hojo.jp/>